八七一五・〇〇	乳母車及びその部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八七・一六	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
第八九類	船舶及び浮き構造物	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品		
九〇・〇一	光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第八五・四四項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたも の及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）		
九〇〇一・一〇	光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
九〇〇一・二〇	偏光材料製のシート及び板	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇〇一・三〇	コンタクトレンズ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇〇一・四〇	ガラス製の眼鏡用レンズ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇〇一・五〇	その他の材料製の眼鏡用レンズ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇〇一・九〇	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇・〇二	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇・〇三	眼鏡のフレーム及びその部分品		
	フレーム		
九〇〇三・一一	プラスチック製のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇〇三・一九	その他の材料製のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇〇三・九〇	部分品	ＣＴＨ	
九〇・〇四	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
九〇・〇五	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具		
九〇〇五・一〇	双眼鏡	ＣＴＳＨ	
九〇〇五・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ	
九〇〇五・九〇	部分品及び附属品（支持具を含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇・〇六	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）		
九〇〇六・一〇	製版に使用する種類の写真機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇〇六・三〇	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	ＣＴＳＨ	

九〇〇六・四〇	インスタントプリントカメラ	ＣＴＳＨ	
	その他の写真機		
九〇〇六・五一	一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）	ＣＴＳＨ	
九〇〇六・五二	その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）	ＣＴＳＨ	
九〇〇六・五三	その他のもの（幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）	ＣＴＳＨ	
九〇〇六・五九	その他のもの	ＣＴＳＨ	
	写真用のせん光器具及びせん光電球		
九〇〇六・六一	せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）	ＣＴＳＨ	
	部分品及び附属品		
九〇〇六・九一	写真機用のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇〇六・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇・〇七	映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）		
九〇〇七・一〇	撮影機	ＣＴＳＨ	
九〇〇七・二〇	映写機	ＣＴＳＨ	
	部分品及び附属品		
九〇〇七・九一	撮影機用のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇〇七・九二	映写機用のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇・〇八	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）		
九〇〇八・五〇	投影機、引伸機及び縮小機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇〇八・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
九〇・一〇	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン		
九〇一〇・一〇	写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器	ＣＴＳＨ	
九〇一〇・五〇	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ	ＣＴＳＨ	
九〇一〇・六〇	映写用又は投影用のスクリーン	ＣＴＳＨ	
九〇一〇・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	